



諏訪市障がい福祉計画(第7期)

諏訪市障がい児福祉計画(第3期)

(障がい福祉サービスの目標値・見込みと取り組み)



この冊子は、各ページに印字している QR コードをスマートフォン等で読み取っていただくことで、音声にてご案内をお聞きいただくことができます。

- ①QR コードをスマートフォン等で読み取る
- ②再生ボタンを押す

お話しする速度を速くしたり、ゆっくりしたりすることができます。また、声の種類も変更が可能です。

(QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)



令和6年3月
諏訪市



目 次

第1章 計画の概要	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	1
(4) 基本理念	1
(5) 計画の基本的指針	3
第2章 前期計画における成果目標の達成状況	4
(1) 障がい福祉計画	4
(2) 障がい児福祉計画	5
第3章 成果目標	6
(1) 施設入所者の地域生活への移行	6
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
(3) 障がい者の地域生活支援拠点等が有する機能の充実	6
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	7
(5) 障がい児支援の提供体制の整備	7
(6) 相談支援体制の充実・強化等	8
(7) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	8
第4章 活動指標	9
1 障害福祉サービス等の体系	9
2 障がい福祉サービス等の見込み量と確保の方策	10
(1) 訪問系サービス	10
(2) 日中活動系サービス	10
(3) 施設・居住系サービス	12
(4) 相談支援	13
(5) 障がい児福祉サービスの見込み量と確保の方策	14
第5章 地域生活支援事業の充実	15
(1) 地域生活支援事業（必須事業）	15
(2) 地域生活支援事業（任意事業等）	17
第6章 サービスの提供に向けて	19
資料 諏訪地域障がい福祉自立支援協議会組織図	20

表紙：4月2日の「世界自閉症啓発デー」にあわせ、ブルーにライトアップされた高島城

本計画では、「障害」と「障がい」の二つの言葉を使用しています。

法令用語や固有名詞の名称等に使用されている場合「障害」を使用していますが、広く障がいのある方を表す場合は「障がい」を使用しています。



第1章 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービスの見込み及びその確保方策について、障がい福祉計画を策定し、障がい福祉サービスの円滑な提供を図ってきました。この度、令和3年度から5年度までを期間とする「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の期間が満了を迎えたことから、障がい福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を設定した「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

- 「第7期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置づけます。
- 「第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけます。
- 「障がい者福祉計画」ほか諏訪市の保健福祉に関する計画体系図は、次ページ体系図のとおりです。

(3) 計画の期間

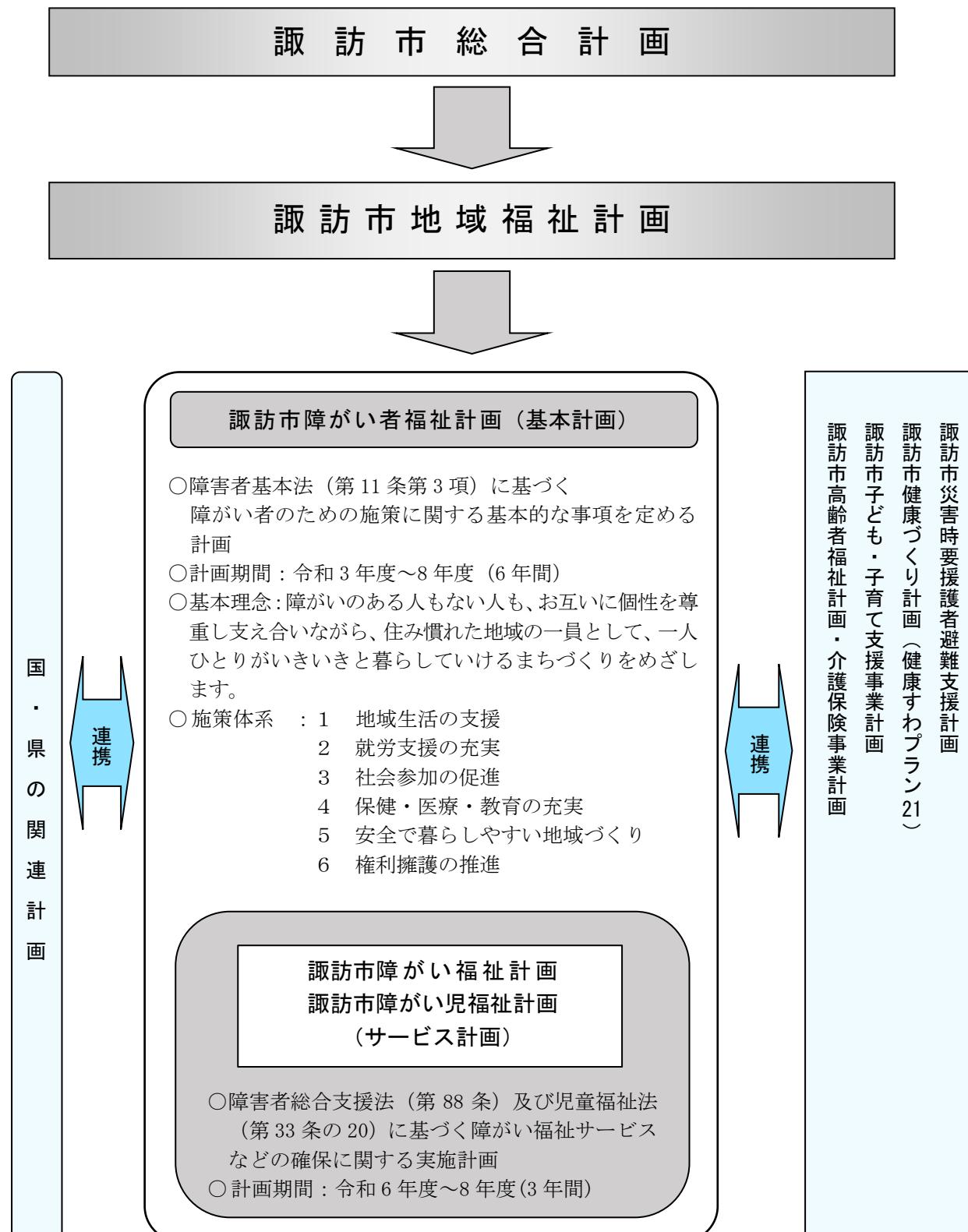
計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間として、障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）を一体的に策定しています。

(4) 基本理念

障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し支え合いながら、住み慣れた地域の一員として、一人ひとりがいきいきと暮らしていけるまちづくりをめざします。



諏訪市の保健福祉に関する計画体系図





(5) 計画の基本的指針

障害者総合支援法においては、障がい者の社会参加の機会及び生活する場の選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、並びに社会的障壁の除去を基本理念として掲げるとともに、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者などに対する支援の拡充を行い、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとされています。

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては次に掲げる点、及び、障がい者自らが望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るため、令和4年改正障害者総合支援法の内容に配慮して数値目標を設定します。

また、障がい児のライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

①障がい者等の自己決定の尊重と必要とするサービスの提供

障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するため、入り口である相談支援体制の充実・強化に努めます。また、居宅介護や生活介護、就労継続支援等、各個人にあったサービスの提供やグループホームへの入居等ができるよう、対応できるサービス事業所の確保に努めます。

②地域生活支援拠点等の整備

障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを整備するため、地域生活支援拠点等事業や地域移行支援及び地域定着支援などの推進により、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行・継続の支援及び就労等の課題に対応したサービス提供体制を整えます。

③福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業や新たなサービスである就労定着支援などの推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

④障がい福祉サービスを担う人材の確保

将来にわたって質の高い障がい福祉サービス等を安定的に提供していくため、オアシス及び自立支援協議会等と協力し、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の強化に取り組んでいきます。



第2章 前期計画における成果目標の達成状況

(1) 障がい福祉計画

①入所施設利用者の地域生活への移行

項目	令和5年度 目標	令和4年度 実績	達成率
※令和元年度末施設入所者数 29人	—	—	—
年度末時点の施設入所者数	26人	32人	—
【目標①】令和5年度までの地域生活移行者	4人	0人	0%
【目標②】令和5年度までの施設入所者削減	3人	△3人	—

地域生活への移行者については4人の目標に対し、令和4年度までに0人にとどまっています。また、施設入所者についても死亡等により入所者数が減少することもありましたが、新規入所者もあり目標達成に至っていません。

原因として、施設入所者の地域生活への移行後の受け皿となるグループホームが不足していることや、地域生活を支える支援体制が整っていないことが考えられ、今後、障がい福祉事業所の基盤整備（施設整備）や包括的な支援体制の構築が必要です。

②地域生活支援拠点等の整備

諒訪圏域では「面的整備」を進めており、緊急時の相談、短期入所の活用として、4か所の事業所が登録しています。また、地域生活へ移行しやすくする支援体制の整備として、令和4年7月からは、「強度行動障害ワーキンググループ」が立ち上がり、行動障がいのある方の受け入れについて協議が進んでいます。さらに、令和6年1月からは、「ひとり暮らし支援ワーキンググループ」も立ち上がり、地域移行や親元からの自立にあたっての支援についての協議も進んでいます。

③福祉施設利用者の一般就労への移行

項目		令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉施設から一般就労 への移行	目標	4人	4人	4人	4人
	実績	6人	6人	5人	—
就労移行支援事業利用 者数	目標	10人	11人	12人	13人
	実績	8人	—	9人	—

福祉施設から一般就労への移行については、目標を達成していますが、就労移行支援事業利用者数については、目標をやや下回っており、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響もあり、利用が伸び悩んでいる状況です。

④精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和4年度より自立支援協議会に、「精神障がい者の暮らしを考える部会」が、「協議の場」として設置されました。精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう協議を進めます。

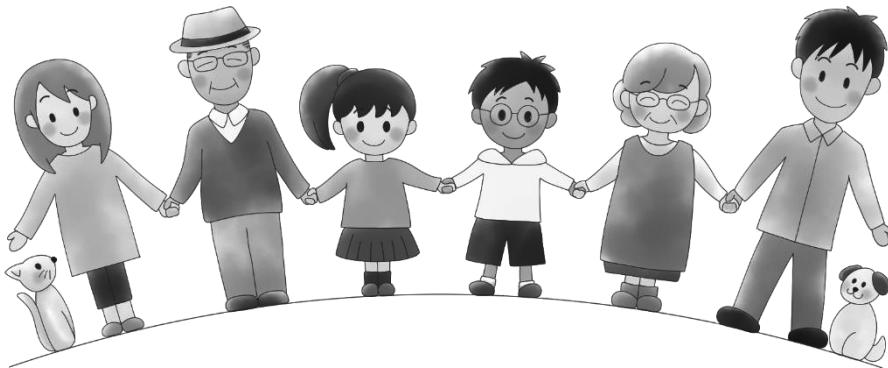


(2) 障がい児福祉計画

①障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の利用人数は、諏訪圏域の障がい児福祉サービス事業所の整備が進んだことに伴い、令和元年度の153人／月から令和4年度は209人／月へと増加しました。今後は、よりよいサービスを提供するために、強度行動障害などの特性にも対応した事業所の整備と、事業所職員の人材育成が必要となります。

また、医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場については、自立支援協議会の医療的ケア部会において実施しており、令和5年度、諏訪圏域に医療的ケア児等コーディネーター（福祉サイド）を配置しました。今後は、医療サイドの医療的ケア児等コーディネーターを配置するための協議を進めます。なお、令和5年度から、児童発達支援（療育）や放課後等デイサービスなど障害児通所給付事業に係る窓口を、社会福祉課から子ども課へ事務移管しています。





第3章 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の定める基本指針では、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを目標値としています。

項目	数値	考え方
令和4年度末施設入所者数	32人	
令和8年度末入所者数	30人	
【目標値①】地域生活移行者の増加	2人	令和4年度末の入所者から6.3%が移行
【目標値②】施設入所者の削減	2人	令和4年度末の入所者から6.3%削減

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものです。

このようなシステムの構築にあたって、諏訪圏域では令和4年度より自立支援協議会に、「精神障がい者の暮らしを考える部会」を設置しました。今後、市町村、精神科医療機関、その他医療機関、障がい福祉・介護サービス事業者、当事者、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制の構築に向けて協議を進めます。

(3) 障がい者の地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいの重度化や高齢化、親亡き後を見据え、国の指針における「地域生活支援拠点等（「地域生活支援拠点」または「面的な体制」を指す）として、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」を諏訪圏域で進めています。

この「面的整備」として、令和元年度より諏訪圏域内の事業所の協力により緊急時の緊急入所（空床確保）を開始しています。

今後は、自立支援協議会を活用しながら地域生活支援拠点事業推進会議を開催し、「ひとり暮らし支援ワーキンググループ」を立ち上げ、「強度行動障害ワーキンググループ」において検討を重ね、「一人暮らしやグループホームにおける生活等の体験の機会や場の提供」や「人材の確保や要請といった専門性の維持機能」等への取り組みを進めます。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設（※1）から一般就労（※2）への移行者数等

国は令和8年度の目標を令和3年度の1.28倍以上としていますが、就労移行支援の利用者増を考慮し1.67倍を目標値として設定します。

また、令和8年度の移行者10人のうち30%（3人）は、就労定着支援事業を利用することを目標値として設定します。

（※1）福祉施設：就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）をいう。

（※2）一般就労：企業などに就職（パート就労含む）、在宅就労、自ら起業等をいう。

②就労移行支援事業利用者数

国は令和8年度の目標を令和3年度の1.31倍以上としていますが、令和3年度の実績を踏まえ、1.50倍を目標値として設定します。

③就労継続支援事業利用者数

国は令和8年度の目標をA型については令和3年度の概ね1.29倍以上、B型については概ね1.28倍以上としていますが、令和3年度の実績を踏まえ、A型、B型ともに1.50倍を目標値として設定します。

目 標	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標)
①福祉施設から一般就労への移行者数	6人	10人 1.67倍
②就労移行支援事業における一般就労への移行者数	2人	3人 1.50倍
③就労継続支援事業における一般就労への移行者数	A型	3人 1.50倍
	B型	3人 1.50倍
④生活介護・自立訓練から一般就労への移行者数（参考）	0人	1人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

①児童発達支援センターの機能充実及び保育所等訪問支援の充実

児童の相談支援体制に多くの課題があるため、児童発達支援センターの機能の充実と、重層的な地域支援体制の整備と充実を図ります。あわせて、保育園や小中学校と連携し、保育所等訪問支援の実施体制の充実を目指します。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

諏訪圏域には、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が複数あり、今後もこうした事業所や自立支援協議会と連携し、人材の養成や支援の充実を図ります。



③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議については、自立支援協議会の医療的ケア部会において実施しており、令和5年度、諏訪圏域に医療的ケア児等コーディネーター（福祉サイド）を配置しました。今後は、医療サイドの医療的ケア児等コーディネーターを配置するための協議を進めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターであるオアシスを中心として、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行います。あわせて、オアシス及び自立支援協議会を活用して各種研修会を実施し、人材の育成に努めます。

項目	令和8年度の目標
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	10回
地域の相談支援事業者的人材育成の支援件数	4件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数の見込み	15回

(7) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修等の参加について、サービス事業所へ周知を図るとともに、相談支援事業所の質の向上、公正、中立性を高めるため、市は相談支援事業所が実施したモニタリング結果について、ケアマネジメント検証（モニタリング検証）を行う仕組みづくりを整備します。



第4章 活動指標



1 障がい福祉サービス等の体系



2 障がい福祉サービス等の見込み量と確保の方策



◎見込み量推計の考え方

各サービスの見込み量については、次の事項を考慮して設定しました。

○前期計画期間における利用実績

○当事者や関係団体、事業所へのアンケートやヒアリング等から得た利用ニーズの動向

○施設入所者の地域生活への移行者数

○平均的な1人当たり利用量 等

なお、各サービスの見込み量の推計の考え方は障がい児通所支援についても同様です。

◎定員数及び事業所数の考え方

諏訪圏域では、市町村の枠にとらわれず、一体的なサービス利用が進んでいるため、諏訪保健福祉事務所が取りまとめをした諏訪圏域全体の定員数及び事業所数を記載しています。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

訪問系サービスは、近年10%程度の利用増が続いているが、事業所は諏訪圏域全体でほぼ充足している状況です。今後は、様々な障がいの特性に応じた人材の養成及び事業所の確保に向けて自立支援協議会とも連携して取り組みを進めていきます。

◆訪問系サービスの実績と見込み量

種類	単位	第6期実績（見込み）			第7期見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	時間/月	1,653	2,052	2,259	2,485	2,734	3,007
	人/月	89	89	103	112	122	133

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

諏訪圏域全体で定員枠は充足していますが、相談員アンケートによると強度行動障害等障がいの特性によってサービスの利用を断念したケースがあるとの回答が目立ちました。自立支援協議会の「強度行動障害ワーキンググループ」と連携して、障がいの特性に対応できる人材の養成に努めます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

近年利用が減少しているサービスですが、利用の微増を見込んでいます。サービスの利用期間が2年間ということもあることから、利用者に当事業を周知していきます。

③就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援していきます。令和7年10月制度開始予定であり、今後、当事業の周知を図っていきます。



④就労移行支援

サービスの利用は平成 29 年度をピークに減少に転じていましたが、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて増加しました。今後、福祉施設から一般就労への移行を促すうえで重要となるサービスです。特別支援学校から一般就労に移行する際の準備段階としての利用も見込まれます。

⑤就労継続支援（A型）・⑥就労継続支援（B型）

A 型・B 型ともにサービス提供事業所の増加とともに利用者数も増加しており、今後もこの傾向が継続する見込みです。利用者の状況に応じ、一般就労への移行が見込める方には、移行に向けた支援を実施します。

⑦就労定着支援

現状のサービス利用は少なめですが、今後、福祉施設から一般就労への移行を促すうえで重要なサービスです。就労定着支援事業所は限られていますが、一般就労の定着を進めるために、利用者に当事業の周知を図っていきます。

⑧療養介護

重症心身障がい者は、現状程度で推移する見込みです。ただ、在宅生活が難しく施設を希望される人に対しては、施設の空き状況の把握に努め、入所の調整をしていきます。

⑨短期入所（ショートステイ）

短期入所は、平成 28 年度以来、利用の減少が続いているが、相談員アンケートによると施設の体制により利用を断念したとの回答がありました。知的障がい者及び精神障がい者の受け入れができる施設等、ニーズに即した体制の構築により、利用の微増を見込んでいます。

◆日中活動系サービスの実績と見込み量

種類	単位	第 6 期実績（見込み）			第 7 期見込み量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
①生活介護	人日分/月	1,787	1,760	1,936	2,130	2,343	2,577
	人/月	103	107	118	130	143	157
②自立訓練 (機能・生活)	人日分/月	51	50	56	61	68	75
	人/月	5	4	6	6	6	7
③就労選択支援	人/月	-	-	-	-	2	3
④就労移行支援	人日分/月	173	215	237	261	287	315
	人/月	11	12	14	15	16	18
⑤就労継続支援 (A型)	人日分/月	1,109	1,158	1,274	1,402	1,542	1,696
	人/月	54	60	66	73	80	88
⑥就労継続支援 (B型)	人日分/月	1,529	1,631	1,795	1,974	2,171	2,388
	人/月	102	115	127	140	154	169
⑦就労定着支援	人/月	2	2	3	3	3	3
⑧療養介護	人/月	6	6	7	8	8	9
⑨短期入所 (ショートステイ)	人日分/月	68	50	55	61	67	75
	人/月	9	9	10	11	12	15



◆日中活動系サービスの定員数及び事業所数（諏訪圏域全体）

種類	単位	令和4年度		第7期計画		
		定員枠	実利用数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①生活介護	定員数	446	347	386	401	419
	事業所数	17	-	19	20	21
②自立訓練 (機能・生活)	定員数	26	15	21	20	20
	事業所数	3	-	4	4	4
③就労選択支援	定員数	-	-	-	9	15
	事業所数	-	-	-	3	3
④就労移行支援	定員数	61	35	43	49	53
	事業所数	5	-	5	5	5
⑤就労継続支援 (A型)	定員数	164	173	183	200	213
	事業所数	10	-	11	12	13
⑥就労継続支援 (B型)	定員数	437	335	365	388	406
	事業所数	25	-	25	25	25
⑦就労定着支援	定員数	-	7	12	14	16
	事業所数	2	-	2	2	2
⑧療養介護	定員数	14	26	28	29	30
	事業所数	1	-	1	1	1
⑨短期入所 (ショートステイ)	定員数	38	28	35	38	41
	事業所数	12	-	12	12	12

※表の見方

「令和4年度」の「定員枠」は、各サービスにおける諏訪圏域全体の事業所数とその定員数を示しており、「実利用数」は、各市町村の実際の利用者数を積み上げたものです。

「第7期計画」は、各市町村がそれぞれ算出した必要とする定員数の見込みを積み上げたものとなっています。このため、例えば①生活介護については、令和4年度の定員枠446人分に対し実利用数は347人にとどまっているため、すでに充足しているとも考えられます。ところが、実際には令和4年度の定員数は各事業所における受入の上限を積算したもののため、サービス従事者の不足等により定員上限の受け入れができなかったり、障がいの特性により受け入れができなかったりする場合があり、定員数以外の要因も考慮して基盤整備の計画を立てる必要があります。

なお、⑧療養介護のように圏域内の事業所で必要な定員枠を確保することが困難な場合は、松本圏域や上伊那圏域等、他圏域の施設利用を考慮する必要があります。

(3) 施設・居住系サービス

①自立生活援助

令和4年度から、当市では利用があり、今後の利用を見込みます。また、諏訪圏域全体で徐々に整備が進む見込みです。

②共同生活援助（グループホーム）

相談員アンケートで不足が指摘されているサービスです。障がいの特性により利用が困難な場合があるため、人材育成等により対応力の強化が必要です。利用者については今後も増加が続く見込みです。



日中サービス支援型のグループホームは、地域に開かれたサービスの確保及びサービスの質の向上を目的に、諏訪圏域で新たに事務取扱要領を策定し、自立支援協議会で事業の実施状況を評価しており、今後も引き続き実施していきます。

③施設入所支援

国の目標において、施設入所を減らすことが打ち出されているため、減少を見込んでいます。

◆施設・居住系サービスの実績と見込み量

種類	単位	第6期実績（見込み）			第7期見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①自立生活援助	人/月	0	1	2	2	2	2
②共同生活援助	人/月	63	73	81	89	98	107
うち日中サービス支援型	人/月	9	10	11	13	14	15
うち精神障がい者の利用	人/月	-	2	3	3	3	3
③施設入所支援	人/月	30	32	31	31	31	30

◆施設・居住系サービスの定員数及び事業所数（諏訪圏域全体）

種類	単位	令和4年度		第7期計画		
		定員枠	実利用数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①自立生活援助	定員数	-	5	7	7	8
	事業所数	3	-	4	4	4
②共同生活援助	定員数	222	250	273	288	302
	住居数	40	-	44	47	49
うち日中サービス利用支援型	住居数	3	-	3	3	3
③施設入所支援	定員数	224	170	173	176	176
	事業所数	4	-	4	4	4

(4) 相談支援

諏訪圏域では、サービスを利用する障がい者は、地域の相談員とつながることを目的に、できるだけセルフプランではなく、相談支援事業者がサービス利用計画を作成することとしています。市も障がい者の生活に寄り添い、よりよいサービスを提供することができるよう連携していきます。今後は相談支援事業所の質の向上、公正、中立性を高めるために、ケアマネジメント検証（モニタリング検証）を行う仕組みづくりを検討していきます。また、精神病院の長期入院者が地域で安心して暮らしていくために、地域移行や地域定着支援についても、継続して実施します。

◆相談支援の実績と見込み量

種類	単位	第6期実績（見込み）			第7期見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①計画相談支援	人/月	93	104	115	126	139	153
②地域移行支援	人/月	0	1	2	2	2	2
うち精神障がい者の利用	人/月	0	0	0	0	0	1
③地域定着支援	人/月	3	4	5	5	6	6
うち精神障がい者の利用	人/月	0	0	0	0	0	1



◆指定特定相談支援事業所数（諏訪圏域全体）

種類	単位	令和4年度 実数	第7期計画		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定相談支援	事業所数	27	30	31	33

(5) 障がい児福祉サービスの見込み量と確保の方策

児童発達支援や放課後等デイサービスについてはサービス提供事業所の増加とともに利用者も増加傾向にあります。保育所等訪問支援についても保育園及び小中学校の理解、協力が進み、利用者の増加がみられます。

居宅訪問型児童発達支援や福祉型児童入所支援は、新しいサービスであり、現在、諏訪圏域にサービス提供事業所がありませんが、今後、圏域全体として整備を進めていきます。

◆障がい児福祉サービスの実績と見込み量

種類	単位	第6期実績（見込み）			第7期見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分/月	425	457	503	553	609	670
	人/月	53	54	60	66	72	80
放課後等 デイサービス	人日分/月	667	838	922	1,014	1,116	1,227
	人/月	67	87	96	106	116	128
保育所等	人日分/月	11	15	17	19	20	22
	人/月	11	15	17	19	20	22
福祉型障害児入所施設	人/月	0	3	4	4	4	5
医療型障害児入所施設	人/月	0	2	3	3	3	3
障害児相談支援	人/月	34	48	53	59	64	71

◆障がい児福祉サービス事業所数（諏訪圏域全体）

種類	単位	令和4年度		第7期計画		
		定員枠	実利用数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	定員数	105	49	56	61	67
	事業所数	10	-	10	10	10
放課後等 デイサービス	定員数	235	209	246	259	272
	事業所数	25	-	26	28	29
保育所等 訪問支援	定員数	-	36	41	45	50
	事業所数	5	-	5	5	5
居宅訪問型 児童発達支援	定員数	0	0	0	0	3
	事業所数	0	-	0	0	1
福祉型 障害児入所施設	定員数	0	2	2	2	3
	事業所数	0	-	0	0	0
医療型 障害児入所施設	定員数	113	15	15	14	15
	事業所数	1	-	1	1	1
障害児相談支援	事業所数	23	-	26	27	29



第5章 地域生活支援事業の充実

(1) 地域生活支援事業（必須事業）

地域生活支援事業は、障がい者が日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、安心して暮らせる目的としています。サービスの見込み量については、令和5年10月現在におけるサービス利用状況などを勘案し目標値を設定します。

いずれの事業も制度改正、利用者や支援者の要望、自立支援協議会等の協議等を踏まえ、諏訪圏域の他市町村とも調整の上、見直しを加えながら継続していきます。

利用者負担については、必須事業の中では相談支援事業、意思疎通支援事業は無料としています。また、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業（障がいデイ）については、市民税課税世帯については、原則1割負担としますが、生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料とし、自立支援給付と同様に低所得者に配慮した施策を行っています。

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

障害者週間等の機会に広報すわでの周知や、「おひさまマルシェ」の開催、市の出前講座を通じた啓発活動等を実施します。

②自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援する事業です。障がい者団体の活動に対する支援を行います。

③相談支援事業

市と基幹相談支援センターであるオアシスは、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

すわーくらいふでは就労に向けて、就業と生活の安定に向けた就労支援、生活支援の充実を図っていきます。

④成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

「8050問題」等、親亡き後の生活に不安を抱えている家族は多いと思われます。高齢者福祉課及び地域包括支援センターとも連携し、市長申立をはじめとする成年後見制度利用支援事業を活用し、必要な人が制度を利用できるように障がい者の権利擁護に取り組みます。

成年後見制度法人後見支援事業については、「成年後見権利擁護支援事業」として、「諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター」において実施します。



⑤意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行う事業です。平成 28 年度から、諏訪市が主催等する一定規模のイベントや講演会に要約筆記者を設置しています。また、平成 29 年度から手話通訳士の資格を有する正規職員を市で配置し、手話通訳設置事業にも対応しています。

聴覚、視覚障がい者等の基本的人権を保障するという観点からも、現行の事業内容を維持させるため、手話通訳者や要約筆記者の派遣その他施策を弾力的に継続していきます。

⑥日常生活用具給付等事業

重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行う事業です。給付品目、給付対象、基準額についての見直しは、市民のニーズの把握や他市町村の状況などを勘案した上で、適宜行っていきます。

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。平成 26 年度より「手話奉仕員養成講座」を 6 市町村合同で開催しています。

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行う事業です。

諏訪圏域の 6 市町村で移動支援事業の事業内容や料金が異なったため、同じサービスが受けられるように諏訪圏域で統一を図りました。

障がい者の社会参加のためにも、必要性の高い事業の一つと考えていますが、真に必要な人へのサービスが行き渡らなくなる事態を防ぐため、支給量の上限を原則 25 時間／月とっています。

また、視覚障がい者が身近なところでサービスを利用できるように、一定の資格を有することを条件に、個人での登録介護者を認めています。

⑨地域活動支援センター事業

障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業で、当市では総合福祉センター 1 階の「諏訪市障がい者デイサービスセンター」において実施しています。

65 歳以上の障がい者は高齢者・介護保険制度を優先するという制度の趣旨から、65 歳以上の利用者は高齢者サービスを優先しています。

近年、利用者数が減少傾向にありますが、引き続き希望者への案内や見学を通じて利用者の増加に努めます。



(2) 地域生活支援事業（任意事業等）

①訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の清潔の保持、心身機能の維持などを図る事業です。実利用者数は少ない状況ですが、今後も事業の周知に努め必要な方にサービスを提供していきます。

②日中一時支援事業（タイムケア事業）

障がい者などの日中における活動の場を確保し、障がい者などの家族の就労支援及び障がい者などを日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

障がい児や精神障がい者の利用が増加傾向にあり、ニーズが高い事業の1つであるため、担い手となる事業所を増やすため、諏訪圏域統一で令和2年度に料金の見直しを行いました。

③地域移行のための安心生活支援

オアシスに地域生活支援拠点コーディネーターを配置するとともに、諏訪圏域の障がい福祉施設の協力により、空床確保事業を実施しています。

④巡回支援専門員整備

発達障がいに早期に気付き適切な支援につなげるため、専門員が保育所等を巡回し、職員を指導するとともに保護者の相談に応じます。

⑤レクリエーション活動等支援

様々な支援を通じて障がい者の社会参加を促す事業で、より多くの障がい者が、スポーツ・レクリエーション・文化活動などに社会参加できるよう、身近な活動、交流の場の充実、障がいの状況に合わせた参加しやすい事業計画に努めています。

また、日赤奉仕団点訳奉仕班及び朗読奉仕班、手話ボランティア等の協力を得ながら視覚障がい者や聴覚障がい者への情報提供に努めます。

⑥点字・声の広報等発行

情報入手が困難な障がい者などへ地域生活をするうえで必要度の高い情報を提供するため、日赤奉仕団点訳奉仕班及び朗読奉仕班により視覚障がい者への重要書類などの点字打ち込み及び市報の音声吹込みを行います。

⑦成年後見権利擁護支援事業

平成29年度より、諏訪市社会福祉協議会に成年後見支援センター業務を委託して実施しています。成年後見制度に関する相談支援のほか成年後見人の選定についても携わっています。成年後見・権利擁護に関する体制を更に強化するため、諏訪圏域の各市町村及び成年後見支援センターにおいて、権利擁護支援センターの「中核機関」について、圏域全体での機能強化に向けた取り組みを進めます。

⑧配食サービス

食事の支度が困難な障がい者に弁当の宅配とあわせて安否確認を行っています。本サービス提供事業所の通報により、障がい者の安否の早期確認に至った事例もあります。

◆地域生活支援事業の実施の見込み



事業名	令和6~8年度の見込み等
(1) 地域生活支援事業（必須事業）	
① 理解促進研修・啓発事業	継続して実施
② 自発的活動支援事業	継続して実施
③ 相談支援事業	
基幹相談支援センター	諏訪圏域で設置済み
同 機能強化事業	今後継続的に「基幹」としての役割を強化
住宅入居等支援事業	相談支援事業の一環として実施
④ 成年後見制度利用支援事業	1件／年の利用見込み
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見権利擁護事業により実施
⑤ 意思疎通支援事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	108件／年の利用見込み
手話通訳者設置事業	正規職員（1名）配置
⑥ 日常生活用具給付等事業	
介護・訓練支援用具	1件／年の利用見込み
自立生活支援用具	9件／年の利用見込み
在宅療養等支援用具	4件／年の利用見込み
情報・意思疎通支援用具	11件／年の利用見込み
排泄管理支援用具	1,605件／年の利用見込み
居宅生活動作補助用具	3件／年の利用見込み
⑦ 手話奉仕員養成研修事業	5人／年の実養成講習修了見込み
⑧ 移動支援事業	毎年実利用者 100人 延べ 3,600時間の利用見込み
⑨ 地域活動支援センター事業	毎年実利用者 24人の見込み
(2) 地域生活支援事業（任意事業）	
① 訪問入浴サービス事業	4人／年の利用見込み
② 日中一時支援事業（タイムケア事業）	140人／年の利用見込み
③ 地域移行のための安心生活支援	継続して実施
④ 巡回支援専門員整備	継続して実施
⑤ レクリエーション活動等支援	継続して実施
⑥ 点字・声の広報等発行	継続して実施
⑦ 成年後見権利擁護支援事業	諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター として実施
⑧ 配食サービス	毎年実利用者 52人の見込み



第6章 サービスの提供に向けて

①諒訪地域障がい福祉自立支援協議会との連携

諒訪圏域では、障がい者などへの支援体制の整備を図るため、障がい当事者及びその家族、障がい福祉サービス事業所、保健、福祉、医療、教育、保育、就労などに携わる障がい福祉関係団体、行政からなる諒訪地域障がい福祉自立支援協議会を設置しています。自立支援協議会では、障がい福祉に関する課題について情報を共有し、関係機関などの連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っています。

分野別の課題や検討が必要な内容は、相談支援部会や就労支援部会などの専門部会ごとに活動し対応するとともに、人材の育成にも取り組んでいます。

また、当事者や関係者のみならず多くの方に障がいへの理解を促し、共生社会に向けた取り組みを進めています。

②サービス提供体制の整備

障がい福祉サービスの基盤整備（人材、サービス事業所の育成など）について、県や自立支援協議会と連携しながら利用者ニーズに対応できる環境づくりを進めます。

事業所は内部研修の実施や外部研修を積極的に受講し、職員のスキルアップやサービスの質の向上に努めます。

③情報提供体制の充実

障害者総合支援法や障がい福祉サービス、地域生活支援事業などに関する情報を、広報すわ、市ホームページやパンフレットなど、様々な媒体を活用して、分かりやすく市民に提供しています。また、制度の改正などがあった場合には、迅速かつ的確に情報発信していきます。

④支給決定における公正・公平性の確保

障害支援区分は、利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員の知識・技術の向上を図り、障害支援区分審査会による公正・公平な認定と、当事者の希望する生活が送れるように、サービス等利用計画に基づくサービスの提供を行います。

⑤関係機関などとの連携

計画を推進するために行政、関係機関、団体などとの連携を図ります。障がい児、気になる子に対しては関係各課が参画するあゆステにおいて、継続した支援体制を構築していきます。

⑥計画の進行管理と評価

基本指針に即して設定された成果目標及び活動指標について、自立支援協議会において定期的に計画の達成状況の分析・評価を行います。評価の結果をふまえ、必要に応じて次年度以降の予算・事業に反映させていきます。



諏訪地域障がい福祉自立支援協議会組織図

目的

1. 障がいのある方の困りごとを聞いて、地域で共通の課題をみつけること
2. 地域で障がいのある方に必要な支援体制を作ること

地域生活支援拠点事業推進会議

強度行動障害WG

全体会議（年2回）

地域の現状・課題等について

地域の関係者が情報共有・協議

権利擁護委員会 兼 障がい者差別解消支援地域協議会

人材育成委員会

専門部会

地域生活支援部会

療育支援部会

就労支援部会

相談支援部会

医療的ケア部会

精神障がい者の暮らしを考える部会

運営委員会（課題の集約）

共通課題抽出
↓
有効な資源のあり方議論
↓
資源開発・改善の課題整理

行政連絡会

協議会検討事項の行政間の調整

ニーズ・課題
困難ケース等

個別支援会議

個別支援会議

市町村・相談支援事業所・サービス事業所

ニーズのキャッチ
↓
支援計画の策定
↓
個別課題の抽出

令和5年5月現在



諏訪市障がい福祉計画（第7期）
諏訪市障がい児福祉計画（第3期）

発行：令和6年3月発行
編集：諏訪市健康福祉部 社会福祉課
〒392-8511
諏訪市高島一丁目22番30号
電話（0266）52-4141



**諏訪市障がい福祉計画(第7期)
諏訪市障がい児福祉計画(第3期)**

